

モニターだより



＜みやぎ食の安全安心消費者モニターについて＞ 食と暮らしの安全推進課では、県民参加による食の安全安心確保対策を推進するため、消費者としての役割を自らの行動で積極的に果たす人材を育成することを目的に、「みやぎ食の安全安心消費者モニター」を随時募集・登録しております。研修会等、県が実施する行事にご参加いただき、食の安全安心に関する正しい知識を身につけていただいております。

【開催案内】みやぎまるごとフェスティバル2017

平成29年10月14日（土）・15日（日），宮城県庁及び勾当台公園周辺において「みやぎまるごとフェスティバル2017」が開催されます。

当日は、県庁1階で「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」紹介ブースを出展し、当運動の紹介や「みやぎ食の安全安心取組宣言者」の商品展示等を行います。また、県庁前駐車場では取組宣言者が商品を販売します。皆様是非お越しください。

当日、フェスティバルの当課ブースにおいて商品展示や商品販売を行う取組宣言者の方々をご紹介します。

★ 商品を販売する取組宣言者【県庁前駐車場テント】★

吉田屋

色麻町で長年愛され続けている和菓子店。「かっぱまんじゅう」をはじめとした和菓子を製造しています。

住所：加美郡色麻町四竈字町19

☎：0229-65-2733

←吉田屋の「かっぱまんじゅう」。コクがあるこしあんがぎゅっしり詰まっています。



渡辺菓子店

色麻町で洋菓子、和菓子を製造しています。色麻町の特産品「えごま」を使用した「えごまサブレ」が人気です。

住所：加美郡色麻町清水字屋敷

52-5

☎：0229-65-3860

←渡辺菓子店の「えごまサブレ」。えごまの香ばしい香りを楽しめます。



有限会社 風月堂

洋菓子、和菓子のほか、ササニシキアイス、ラーメンアイス、新製品のずんだシェイクアイス等、多くの種類のアイスを製造しています。

住所：石巻市鹿又字役場前50

☎：0225-75-3023

←風月堂のアイス。様々な種類のアイスを製造しています。



株式会社 萬楽堂

手作りの焼きたてパンや、宮城県産米粉を使用した「ごまゆべし」等、宮城県ならではの和菓子を製造しています。

住所：石巻市立町二丁目4-23

☎：0225-22-3348

←萬楽堂の「保夜美人」。ほやのパウダーが生地に練り込まれたマドレーヌです。



★ 商品を展示する取組宣言者【県庁1階ロビー】★

お菓子や



※ 近くの道の駅で販売しています。

登米市で、子供から大人まで楽しめるような洋菓子やおまんじゅうを製造しています。

住所：登米市津山町横山字
上鴻巣41

☎：0225-69-2029

←お菓子やの「くまさんサブレ」。形がかわいらしく、大きくて食べ応えがあります。

坂井農産



県の「環境にやさしい農産物」の認証の農薬節減栽培や農薬不使用栽培を取得し、安心して食べられる米作りをしています。

住所：大崎市古川小林字要害36

☎：0229-28-3049

← 坂井さんご夫婦。ご夫婦でお米作りをしています。

株式会社

ささ圭



名取市で主にかまぼこを製造しています。伝統の技や味を大切にしつつ、新しいものを探求する姿勢を大切にしています。

住所：名取市植松字入生48-1

☎：022-784-1239

← ささ圭のチーズ入り蒲鉾「みやぎの雫」。生地に県産野菜を練り込んであります。

商品の販売は、県庁前駐車場テントで「みやぎ食の安全安心取組宣言」という看板を掲げて実施しています。

また、商品の展示は、県庁1階ロビーに入って左側のエレベーター前で実施しております。

モニターの皆様のご来場、
こころよりお待ちしております！



宮城県・旭プロダクション

【開催案内】食の安全安心セミナー

県では、下記のとおり「食の安全安心セミナー」を開催します。参加は無料です。なお、モニター登録の有無に関わらずご参加いただけますので、ご家族、ご友人等をお誘いあわせの上、是非ご参加ください。

※申込・問合せ先：食と暮らしの安全推進課（4ページ右下参照）

大崎会場

日時：平成29年10月20日（金）14:00～16:00

会場：宮城県大崎合同庁舎 大会議室

定員：80名（定員になり次第締め切る場合あり）

～プログラム内容～

テーマ：考えよう 健康食品の安全性と有効性

内容：・ 健康食品とは（医薬品との違い）

・ 健康食品による健康被害

・ 購入・利用する際の注意点

仙台会場

日時：平成29年11月1日（水）13:30～16:15

会場：ハーネル仙台 2階 大会場「松島」

定員：200名（定員になり次第締め切る場合あり）

～プログラム内容～

テーマ：食品中の放射性物質に対する現状と取組

内容：・ 食品中の放射性物質に関する講演

・ パネルディスカッション、会場との意見交換

※詳細は同封しておりますチラシをご覧ください。

鳥インフルエンザに備えた宮城県の取組と県内発生事例への対応について

宮城県農林水産部畜産課

平成28年度は全国で12件の高病原性鳥インフルエンザが発生し、国の疫学調査チームの報告では、発生要因として、野鳥や野生動物による鶏舎内へのウイルスの持ち込みの可能性が高いと考えられています。

平成29年3月、県内において高病原性鳥インフルエンザが初めて発生しましたが、多くの協力により、迅速な防疫措置をとることができました。本稿では、鳥インフルエンザに備えた県の取組及び昨年度の発生時の対応についてご紹介します。

1 鳥インフルエンザについて

鳥インフルエンザは、A型インフルエンザウイルスによる鳥類の疾病で、家畜伝染病予防法では、病原性の程度等により3つに分類されています。中でも「高病原性鳥インフルエンザ」は鶏等への致死性が高く、甚大な被害を及ぼすことから、発生した養鶏場では全羽の殺処分や消毒等の防疫措置が実施されます。このため、発生農場の鶏、鶏卵は市場に流通することは無く、周辺農場の鶏、鶏卵も清浄性が確認されるまで出荷が制限されます。

日本ではこれまで、鶏肉や鶏卵を食べて鳥インフルエンザウイルスに感染した例は確認されていません。また、鳥インフルエンザウイルスは熱に弱いいため、万一食品中にウイルスがあったとしても、十分に加熱して食べれば感染の心配はありません。

2 鳥インフルエンザに備えた県の取組について

鳥インフルエンザ対策として、県では日ごろから防疫体制を整備し、発生を予防する取組及び発生時のまん延を防止するための取組を実施しています。

(1) 防疫体制の整備

県本部要綱及び現地本部要領等を策定し、役割分担を明確化し、庁内関係部局や市町村、関係団体等との連携を図るとともに、発生時の迅速な防疫作業のため、県防疫マニュアルを策定しています。また、発生時に作業要請や資材調達を円滑に実施するため、宮城県建設業協会、宮城県高圧保安ガス協会及び県内に店舗が所在するホームセンター各社と協定を締結しています。

(2) 発生予防対策

県内の家きんへの鳥インフルエンザウイルス浸潤状況を把握するため定点検査（毎月12農場120羽）及びインフルエンザのリスクが高まる季節となる10月から翌年5月にかけての抽出検査（30農場300羽）を実施しています。併せて、毎年10月から、100羽以上を飼養する県内の全養鶏場を対象に立入し、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するとともに、早期発見・通報等の指導をしています。

また、家畜伝染病予防法に基づき、毎月、100羽以上を飼養する養鶏場から鶏の死亡状況の報告を受け、異常の有無について確認しています。

(3) 発生時のまん延防止対策

毎年、机上演習及び市町村や関係団体等を参集した地域毎の防疫演習を実施し、初動体制を確認しています。また、農家台帳を整備し、埋却地や車両消毒ポイントの設置場所をあらかじめ選定しておくとともに、防疫措置に使用する資材を計画的に備蓄しています。

次ページに続く⇒

3 平成29年3月栗原市発生事例での対応について（図1）

平成29年3月23日に農場の管理者より家畜保健衛生所に死亡羽数が増加している旨の報告があり、簡易検査を実施したところ陽性反応が確認されました。翌24日午前2時40分に遺伝子検査により疑似患畜と確定し、同日午前3時から殺処分等の防疫措置に着手しました。簡易検査陽性の時点で、庁内や関係機関へ連絡し、迅速な初動防疫措置が行われるように備えていました。県職員のほか自衛隊・関係団体等合わせてのべ3,617人の協力を得て、222,290羽の殺処分を26日午前4時32分に終了し、清掃・消毒、殺処分鶏等の埋却処理を含めた措置を27日午前2時5分に完了しました（写真1）。

国の疫学調査チームの調査により判明したこと等を踏まえ、発生農場では鶏舎の修繕等を行いました。また、農場の環境中検査やモニター家きん検査を行い清浄性を確認し、現在、段階的に鶏を再導入しています。

月日	主な経緯	備考
3月23日(木) 13:55	農場からの通報	
16:05	簡易検査陽性	7羽中6羽陽性
3月24日(金) 02:40	遺伝子検査陽性	疑似患畜確定
03:00	殺処分等開始	
3月26日(日) 04:32	殺処分終了	殺処分羽数: 222,290羽
3月27日(月) 02:05	防疫措置完了	従事者数のべ3,617名 ・県職員1,784名 ・自衛隊1,773名 ・その他



図1 栗原市発生事例初動防疫対応状況

写真1 防疫措置作業に向かう職員

4 県内発生事例を踏まえた今後の対応について

栗原市及び全国での発生事例の疫学調査結果や防疫作業状況を踏まえ、今季以降の取組について強化・改善を実施しています。

毎年10月から翌年5月にかけて実施している全養鶏場（100羽以上飼養）への立入については、今季は渡り鳥が飛来する前の6月から9月に実施し、鶏舎内外の状況を確認し、改善等の指導をしています(写真2)。

また、今回の防疫作業に従事した職員へのアンケート調査及び庁内関係公所に対して行った意見照会結果を踏まえ、現在、県対策本部設置運営マニュアル及び現地地方支部マニュアルの見直しを行っており、併せてマニュアルの検証を兼ねた防疫演習を11月に計画しています。

鳥インフルエンザウイルスの農場内への侵入を防止するため、生産者、関係機関、行政が連携し取り組んでいます。本紙をご覧の皆様におかれましても、今後ご理解、ご協力をお願いします。



写真2 農場立入調査・指導状況

編集後記

10月、食欲の秋の季節になりましたね。宮城県は全国有数のお米の産地です。そろそろ新米が楽しめる時期です…甘くておいしい新米が待ち遠しいですね！（大沼）

宮城県 環境生活部 食と暮らしの安全推進課

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話：022-211-2643

FAX：022-211-2698

Eメール：syokua@pref.miyagi.lg.jp

ホームページ：http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/